

総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会

《東成区》

■日 時：平成29年1月28日(土) 14:00～16:04

■場 所：東成区民センター

(司会)

定刻になりましたので、ただいまから総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者をご紹介します。

吉村大阪市長です。

松井大阪府知事です。

森本東成区長です。

続きまして、事務局をご紹介します。

手向副首都推進局長です。

本日の制度説明を務めます副首都推進局制度企画担当部長の水守です。

私は、本日司会進行を務めさせていただきます副首都推進局住民対話担当課長の水野と申します。よろしくお願いいたします。

後ほど吉村市長よりご挨拶と説明がございますが、まずは開催に当たりまして副首都推進局長の手向より本説明会の開催趣旨を申し上げます。

(手向副首都推進局長)

副首都推進局長の手向でございます。きょうはよろしくお願いいたします。

きょうは土曜日ということで皆様お忙しい中にもかかわらず、大都市制度、総合区と特別区に関する意見募集・説明会の開催ということにお集まりいただきまして本当にありがとうございます。

後ほど吉村市長からスライドを用いて、今なぜこの説明会が必要になったかといった背景や、今の大都市制度の改革の必要性等についてご説明がございます。私からは簡単にこの会の開催趣旨について冒頭で説明させていただきます。

今、大阪府と大阪市では、この大阪を副首都としていこうという取り組みを進めております。この副首都としていくに当たりまして、行政機構、今の組織というのがどういう形のものが市民の皆様方にとってよいのか、それからこの大阪の発展にとってよいのかということ、大阪府と大阪府が一緒になって検討していくために、昨年4月にこの副首都推進局という組織ができました。そこでこの大都市制度についても検討を進めてるところでございます。この検討を進めて総合区と特別区、この制度づくりをしていくために、皆様から直接ご意見のほうをお伺いして今後の制度づくりに反映していきたいということを考えまして、この会を開催させてもらっております。

この会はあくまで大阪市が行政として開催するものでございまして、今の時点で制度についての優劣をつけたり、総合区と特別区どちらかを選んでくださいといった場ではございません。また、開催目的に照らしましてですね、大都市制度と関係のないご発言であり

ますとか政治的な主張といったことにつきましては、この会にはそぐわないというふうに思いますので、ご遠慮いただけたらというふうに思っております。

制度の説明ということでわかりにくい言葉も出てまいります、できるだけ丁寧に説明のほう進めてまいりたいと思いますので、どうぞきょうはよろしく願いいたします。

(司会)

続きまして、森本東成区長よりご挨拶申し上げます。

(森本東成区長)

皆さん、こんにちは。東成区長の森本でございます。日ごろは区政にいろんなご協力とご尽力をいただきまして本当にありがとうございます。また、本日はお寒い中、また土曜日の午後という貴重なお時間をいただきまして、この総合区、特別区、意見募集・説明会にご参加いただきまして本当にありがとうございます。

東成区は皆さんよくご存じのように歴史あふれる、そして地域の方々がつながり深いまちでございます。区民の方のご意見を聞きながら、未来へ希望あふれる生き生きとしたまちになるように区のほうも努めております。例えば子育ての支援でございますけれども、就学前の子どもさんと保護者の方たちが参加いただけるひがしなりっ子すくすく・つながるクラブという仕組みをつくりまして、まず入っていただきますと主任児童員の方がご家庭にお伺いしてご相談に寄らせていただき、また親子で参加できるいろんな催し、例えば運動会なども催して子育てがしやすい環境づくりに努めております。また、分権型教育の中で東成区内の校長先生たちとお話を、意見交換をしまして、戦後70年を記念しまして作りましたDVDを使って、ここ区民センターで小学校全員が集まって平和学習会を開きましたり、また長居の競技場で、これも小学校6年生全員が集まりましてスポーツ交歓会をしています。また、中学校の生徒たちは何回か自分たちが代表で集まりまして区長に区政の提案というのをしてもらいました。これからも皆様方が一緒になって住みよいなと思えるようなまちづくりをやっていきたいと思っております。

最後になりましたが、本日の説明会は今後の区政にもかかわる大切な説明会でございます。私も区長として聞かせていただくためにここに出席させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして私から簡単にご説明させていただきます。

まず、吉村市長より大都市制度改革の必要性についてご説明し、引き続きお手元の資料に沿って事務局よりご説明いたします。ここまでで1時間程度を見込んでおります。その後、皆様より説明内容に対するご意見やご質問をお受けし、16時に閉会を予定しております。

なお、お手元に意見用紙を配付させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口付近で回収いたしますので、こちらにもぜひご意見を記入いただきますようお願いいたします。

それでは、早速説明に移らせていただきます。

吉村市長、よろしく申し上げます。

(吉村大阪市長)

皆さん、こんにちは。市長の吉村でございます。

きょうはですね、日曜日（正しくは土曜日）の昼下がりということで、皆さん本来であればいろんな趣味の時間とか、お休みされたりとかいうことかと思うんですけども、そんなお忙しい中、こうやって説明会に来ていただきました。まずそのことに感謝申し上げます。ありがとうございます。

きょうはですね、制度の説明ということでちょっとわかりにくいところがあるかもしれませんが、できるだけわかりやすくお話をしたいと思っています。例えば一個一個の政策だったらわかりやすいんですね。待機児童の問題どうするの、区役所の問題これどうするの、高齢者の皆さんの政策どうするの、そういうのは非常にわかりやすいんですけども、制度というのはちょっとわかりにくいところがあります。でも、僕は物すごくこれが大事だと思っています。何でかというと、それぞれの政策を実行していくまさにその組織というのはまさにこれは制度で成り立ってますんで、役所がどうあるべきなのかというのはですね、非常に皆さんの住民サービス、それから大阪の将来にとって重要なことだと思っています。ですので、今24区、24行政区全部回ってですね、こういった説明会をさせてもらっています。

私からは、何で大都市制度改革必要なの、今のままでいいんじゃないの、何もしなくてもいいんじゃないんですか、そういうことに関して、大阪にどういった課題があって、なぜ大都市制度改革が必要なのか、考えてるのかというところあたりを話させていただきたいと思います。後ほど部局のほうからですね、詳しく制度のお話をさせていただきますが、私はちょっとこういったところについてお話をさせていただきたいと思います。

少し振り返りです。この制度に関してなんですけども、皆さんもご記憶あるかと思います。一昨年5月の17日、住民投票を行いました。そのときはですね、大阪市を5つの特別区に再編するということで住民投票が行われました。何でそんなことをしたのということですね、まず大きくは2つであります。1つは、住民自治を拡充していきましょう。つまり特別区の区長、皆さんの身近なですね、区長というのを選挙で選んで、医療とか教育とか福祉、そういった住民サービスに身近なところは身近な区長を選挙で選んで、その区長に決定してやっていこうと。皆さんの身近なところで物事を決めていきましょうということで、住民自治を拡充していこうというのがまず1つ。そしてもう一つ目がですね、広域機能、つまり大阪市も大阪府も大阪の全体の成長戦略というのはそれぞれ市長も知事も権限がある。その中で、大阪市、大阪府の二重行政も発生している。ならその大阪の全体の成長については大阪市、大阪府別々にやっていますが、それを新しい大阪府へ一元化させていきましょう。つまり住民の皆さんに身近なところは5つの特別区に再編し、区長を選挙で選んで決めていく。そして、大きなところについては大阪府に一元化させていく。そういった改革が必要なんじゃないんですかということで住民投票を行いました。結果、反対が70万票、賛成が69万票。1万票の差、0.8ポイントの差ですけども、反対多数が上回りました。したがって、そのときの特別区の案というのは否決ですから、今案はありません。今は案がないという状況であります。ただ、そんな中でもやはり大阪の課題と

というのはなかなか解決されてないですよということ、一昨年の11月の選挙戦におきまして、これは私自身も訴えましたけれども、特別区を修正するバージョンアップの案をつくらせてほしい、この制度改革をやらせてほしいということをお訴えて、知事もそうですけれども、それをやって選挙に当選させていただきました。そして、その議論についてはしっかりやっていこうということで今につながっているという状況であります。

じゃ、大阪って何が課題あるのということなんですけども、まず1つはですね人口減少、超高齢社会。これは全国的な問題ではあるんですが、大阪では大きく進行してきている。そして東京の一極集中が進んでる。そして一方で大阪が低迷してる。そんな中で、大阪の役割はどうあるべきなのか。東京一極ではない、東西二極の一極を担うような、そんな大都市大阪、副首都と言われるような大阪を実現していく必要があるんじゃないかというのが今私が考えてることです。じゃ、そのために何が必要なのかというときに、2つの問題意識があります。1つは大都市として成長していく、再生していく、日本の成長を牽引していく、そのためには必要な都市機能を強化する必要がありますね。必要な都市機能を強化する上で、やはり大阪市と大阪府、二重行政の状態になってますが、これも解消していく必要があるんじゃないですかというのがまず1つ目の問題意識です。そしてもう一つが、人口減少していく中で、当然大阪の成長というのを図っていく、財源を生み出すために経済の成長も図っていく。しかしながら、人口減少していく中でどうしても財源というのは限られてくる。じゃ、その限られた財源、天からお金は降ってきませんので、限られた財源をいかに住民の皆さんに最適な形でサービスとして使っていくか、その意思決定のあり方、まさに住民自治の拡充ですね。限られた財源で市民の皆さんに最適なサービスをする制度のあり方ってどうなんだろうかというのが2つ目の問題意識。いわゆる住民自治の拡充というところであります。

次ですけども、これは今の人口の動向です。人口動向についてなんですけれども、この青が東京都です。東京都。人口。この軸がですね、1965年から2040年ですからかなり長い時間軸で見た動向だと思ってください。そしてこれが現在です。東京については右肩にぐっと上がってきてます。下がりますけれども右肩に上がって、こういった形で下がる。愛知についても上がってきて下がる。大阪府が特徴的なのが、ぐっと上がってですね、高水準で維持される。高齢化が進むわけですけども。そこで下がりぐあいが非常に大きいというのが大阪の特徴です。これは政令市、市町村単位で見るとより顕著なんですけども、下の緑が名古屋市です。これが青が横浜市。これが大阪市です。つまり大阪市というのは大都市の中でも非常に高齢化が進み人口減少が激しい。そして今はこのラインですけども、今後長い目で見たときには人口減少が非常に大きく進んでくるというのがまさに大阪市の傾向、長い目で見た傾向であります。

じゃ、経済の規模ってどうなのということなんですけども、これは東京都、これも長い時間軸で見えます。東京都、18%、横ばいになってる。大阪府ですけども、この10%から右肩下がりにやっぱり下がってきてるんですね。愛知県と神奈川県、これはほぼ横ばい。下は市単位で見たらどうかということです。名古屋市、横浜市はこれは横ばいではありますが、大阪市においては非常に右肩下がりで下がってきてる。当然これがいいというわけじゃなくて、これを上げていかなきゃいけないんですけども、長い時間軸、大きな傾向で見ると大阪市として右肩下がりに下がってきてる。これに対してどうしていくべきなのかとい

うことです。

これは大企業がどうなってますか、資本金1億円以上の大企業はどういうふうになってますか、増えてますか、減ってますかというグラフです。東京都、こっちは神奈川県、増えてると。大阪府についてはマイナス259ということで大きく減ってます。じゃ、市単位で見たらどうなのかというと、東京都23区はやっぱり増えてる。588。横浜市も増えてますが、名古屋市も減ってますが、大阪市が非常にマイナス230ということでやっぱり減ってる数が多い。多くの大企業が東京へ流れ、あるいは東京以外の海外に流れ、あるいは消滅しという形で、大阪市から大きな会社がなくなっていったという大きな傾向にあります。

じゃ、経済成長とか大きな成長戦略について大阪市と大阪府ってどんなふうやってるのということなんですけども、この地図はですね、青色が濃ければ濃いほど事業所が集積してるというグラフです。ですんで大阪府でも上のほうですね、山間のところは白くなってる。ここら辺もそうですね。特徴的なのが、大阪市域がもちろん事業所が集積してるのはそうなんですけど、それが大阪市域の外にどんどん、こちらのほうにどんどん広がってきてるというのが今の大阪の現状です。つまり大正から昭和初期にかけてそうなんですけども、大阪の成長の歴史を見ると、かつて大阪市域を中心に大阪は成長してきました。これは横浜とかほかのエリアではなかなか見られないことなんですけど、大阪市は大阪市域を中心に大阪の経済というのは発展してきた。それは紛れもない事実なんです。それは大正、昭和の初期とか、当初はそこに人口も集積し、大阪市域内に集積し、それでよかったんですけども、これが現代に時間がたつにつれですね、どんどん外に成長が、事業所が広がってきてる。つまり今はですね、大阪市域外に大阪の事業所というのが広がってきてまして、大阪の全体の経済成長とか成長戦略をする上で、大阪市というのが非常に小さな単位になってしまってる、そういう状況にあると思います。これは過去の歴史を否定するんじゃないで、過去から見て大阪市を中心に成長してきましたが、今その範囲が非常に大きくなってきているという現状にあります。じゃ、そんな中で行政体としての大阪市、大阪府というのはどういうふう成長戦略、行政どうしてるのといえぱですね、これはもう昔から、その時から今も変わらず大阪市、大阪府、それぞれ非常に狭いエリアの中で大阪市は大阪市域、大阪府については大阪市域外ということで、同じようなことを二重にやってるのを続けてるというのが今の現状です。皆さん大阪といえぱ非常に広いなと思われるかもしれませんが、実は面積でいうと非常に小さいのが大阪の特徴です。大阪府を見てもですね、都道府県でいっても47都道府県の中から下から2番目に小さい。だから物すごく小さい都道府県なんです、大阪府というのは。じゃ、大阪市はどうなんですかといえぱ、実は大阪も、全国に政令市って20あるんですけどね、大都市というのは20あるんですけど、その20の中で下から4番目に小さい政令市が大阪市です。つまり大きな成長戦略をする上で非常にちびこい大阪市と大阪府が同じところで重なり合っやっていってるといのが今の現状です。果たしてそれで大阪の将来の成長を考えたときに今最適なことになってるんでしょうかというのが1つの問題意識です。

じゃ、大阪市と大阪府何もしていないのというのであれば、そういうことではありません。やっぱりそれはよくないよねと。かつて皆さんもご存じのとおりですね、大阪市と大阪府というのは府市合わせ（不幸せ）と言われてきました。府と市を合わせて不幸せと擲

揄されてきました。これはもう昔から言われてる歴史的な事実です。そのままがいいんですかと言われたらやっぱりそうじゃないということで、前の橋下市長と松井知事、そして今は僕と松井知事ですけれども、やっぱりその大阪の全体の成長については府市ばらばらにやるんじゃなくて一緒にやっぺいこう。一緒に成長戦略を立て、そして一緒にやっぺいくのがやっぱり大阪市域も含めた大阪の成長に資するだろうという考え方で今進めていってます。例えば大阪の成長戦略についても共通のものをつくっていってます。グランドデザイン・大阪、大阪のまちづくりについてですね。大阪の観光戦略、これも大阪府、大阪市一緒のものでやっぺてる。要はこんなことかつては考えられないようなことなんですけども、大阪市と大阪府で大阪観光局というのを共同でつくって、その大阪観光局は当然大阪市域も含めた全体の大阪のPRであったり、そういった観光についての戦略を実行しているということなんです。観光だけで仮に見るとですね、今例えば海外からの訪問客、どこも伸びてるんですけど、東京よりも大阪のほうが伸び率が多いというような状況。それから先日ですけどアメリカのニューヨークタイムズ誌というマスコミでも、ことし行くべき52の場所に大阪が選ばれてる。まさに世界から注目されるようになってきてますが、この大阪の観光については大阪府市ばらばらにやるんじゃなくて一緒にやっぺいこうよということで進めていってます。

それから、津波なんかの災害対策についてもそうです。南海トラフのような大きな地震が起きたときにですね、津波の種類というのは別に大阪市と大阪府隔てて変わりませんのでね。大和川隔てて津波の種類が変わるわけでもない。ですんで広域的な津波対策、防潮堤とか耐震とかそういったことも一緒に計画していこうよということでやっぺってます。今大阪にいろんな川がありますけれども、実はここからここは大阪市の管理、ここからここは大阪府の管理と、実はばらばらになってるんですね。ばらばらになってても、津波は一気に押し寄せてきますから。じゃ、どういったところを重点的にやっぺいこうかというようなことについて、大阪市と大阪府ばらばらにやっぺたら効果がないということになりますんで、大阪市と大阪府が共通の対策を立てた。こういったことも実は今までは、市と府の関係、ちょっと昔の関係をご存じの方はあり得なかったと思うんですが、これも今共通でやっぺいってます。それ以外にも大阪の都市魅力を高めていくこととか、府と市の文化の振興とか、そういったことについて府市共通でやっぺいしましょうよというのを今やっぺいってます。これは今人的関係に基づいてやっぺいしているということなんです。こうやって市長と知事が同じテーブルでですね、こういったことを議論する、あるいは皆さんの前でいろんな話をするというのは、かつてだと想像できなかったと思うんですけども、今は人的関係に基づいてそういった大阪の成長について一緒にやっぺいしましょうよということでやっぺってます。

これは一例です。道路です。これは一例なので例として捉えてください。成長する都市というのは環状線というのが発達しています。例えばですけど海で物流が入ってきたということで、環状線があれば外枠を使っていろんなところに行けます。全てがですね、真ん中に入ってくる、都心に入ってくる必要がないということになるんですね。ですんで、全てが環状線がなければ真ん中に入ってきますから、これでは都市のインフラとして成り立たないということで、成長するまちというのはこの環状線が非常に発達しています。じゃ、大阪というのは第二の経済都市ですからよっぺいど環状線が発達してきたんでしょねと言

われれば、実はそれはそうじゃなかったんですね。この環状線、1つの環状線、阪神高速の環状線がありますが、いつも阿波座で渋滞とよく聞く。ラジオとかテレビで、阿波座付近で何キロ渋滞とか。要は外の環状線がないので、ここの物流にあるトラックとかそういうのも全部大阪市内の都心部に入ってきてる。これが経済活動を阻害してるというまさにそんな状況にあります。じゃ、それを解消するためにどういった視点が必要かとなれば、これは大きな広域の視点が必要になります。外の環状線が必要になりますねということで、ここの外の環状線というのが普通であれば整備されるべきでしたが、されてきませんでした。特にここの淀川左岸線の延伸部というのは必要だと言われながらも全くの手つかずの状態でした。何でかというのですね、これは豊崎から入って行ってぐっと都島の地下に入っていく。最後門真に抜けて行って第二京阪とかいろいろ抜けていくんですけど、これは大阪市長だけではつくれません。大阪府知事だけでもつくれない。要は大阪市内から入って行って、そして大阪市内に抜けていく。この道路、今の大阪市と大阪府の体制ですと、大阪市長、大阪府知事が同じ方向を向かないとこの道路はできない。今までできてきませんでした。事実として。ただ、これじゃいけないよねということで、今僕と松井知事でこれは要るだろうということでさまざまな議論もして、意思形成もしてですね、やりましょうということの決定ができました。そして国に対しても、府と市でやりますということを行いますんでね、国もオーケーですということでも事業化が決定。これは着手していきます。ですんで、これから時間かかりますが、この淀川左岸線の延伸部というのもできて、将来的にはこの環状道路というのができ上がるということがもう決定しました。そんな状況です、これはあくまでも道路の1つなんですけれども、こういった広域道路をつくるに当たっても大阪市、大阪府がばらばらのことをやってたらなかなかできないよねということはやっぱり大阪では多くある。そういったものを、今後大阪全体の成長を考えていく上で、今のこういった大阪市、大阪府の制度のあり方というのは果たして適切な状況になってるんでしょうかというのが問題意識であります。道路が1つの例です。これが1つ目ですね。大阪の成長を担っていく、必要な都市機能を強化していくために、果たして今の大阪市と大阪府のあり方というのは適切なんだろうというものが1つの問題意識です。

そしてもう一つが住民サービスの拡充の部分です。今、住民サービスのニーズというのは非常に増えてきてます。これは児童虐待です。これも例なんですけども、700件から今4,500件ぐらいまで10年単位で見ると増えてきてる。そういった住民の皆さんに身近なサービスというのはかなりニーズが高まってきているというような状況です。

それからこれはですね、待機児童についてです。待機児童は実はですね、皆さん待機児童1つとっても、大阪市域の中でも待機児童が必要とされてるエリアとそうじゃないエリアというのは色分けされてます。つまり住民サービスというのはですね、大阪市域を見たときに非常に地域性があるということなんです。一番ぴよいと伸びてるのが西区です。西区は非常にですね、待機児童の数が多いというような状況。東住吉とか平野とか西成区、こっちは非常に少ないですね。東成も比較的少ない。ここはゼロとなっておりますけど、待機児童の定義、僕はちょっと問題提起してこれは違うと思ってるんですけど、皆さんこれ傾向とってください。大きな傾向は間違いない。東成とか生野は非常に少ないわけですが、西区なんかは非常に多い。城東区なんかも多い。天王寺区なんかも多いと。一口に住民の皆さんに身近な住民サービスといっても、この広い大阪市内で見るときには、や

はりその地域によって求められてることというのが異なる傾向にあるということでもあります。だから身近な声をできるだけ反映できるような仕組みというのが必要なんじゃないんですかということでもあります。

大阪市民何人いますか。270万人います。市長は1人です。じゃ、これ都道府県に例えたらどのぐらいの人口規模ですかというと、広島県が284万人、京都府が261万なんで、広島県とか京都府とかと同じぐらいの人口規模があるのが大阪市です。じゃ、その大都市において住民の皆さんに身近な行政サービスをする上でですね、問題点はないんですかというの、これはですね、大阪市、大阪府だけじゃなくて国でも議論されてます。ここに書かれてるのは国で議論されてることです。どういうことを言われてるかということ、こういうことです。要はいわゆるそういう大都市においては非常に市役所の組織が大規模化していく傾向にありますねと。もう一つ、カバーするサービスの範囲も非常に幅広くなりますねと。その結果、個々の住民とは遠くなる傾向にありますねというようなことが国で答申されています。これはまさに大阪市でも当てはまることなのかなというふうに思っています。

じゃ、それに当たってですね、大阪市って今何もしていないのというのであれば、そうではありません。できるだけ区長に権限を渡して、そしてその区長でいろんなことができるようにしていこうということを実行してます。今ある大阪市の制度の中でですね、最大限できることをやっていこうという努力をしてるということでもあります。1つは、局が持つ権限、財源、責任をできるだけ区長に渡していこうよと。それから区長をですね、局長よりも上位の格付けにしていましょよというようなことをしてます。区長で総合的な施策の展開ができるようにしていましょよというようなこともやってます。ここで局とか局長とか出てきますが、大阪市政に詳しい方はご存じかもしれませんが、そうじゃない方もいらっしゃると思いますのでちょっとご説明しますと、実は区役所、皆さん区役所でいろいろ窓口サービスがあるので区役所に行かれて、何か区役所で全部いろんなことができてると思われるかもしれませんが、事実は違います。区役所は出先機関です。大阪市委員会本体の出先機関のようなものだと思ってもらっていいと思います。じゃ、どこで政策をつくって実行してるのといえ、これは中之島にある大阪市委員会、どかんとでかいのがありますけど、そこでまさにやってます。僕も常にそこにいます。じゃ、その組織どうなってるのといえ、そこに例えば子どもに関することだったら子ども青少年局とか、都市計画局とか、それぞれの分野で局というのがあるんですね。そこで政策企画立案してます。ATCにも一部あるんですが、要は中心でいうと中之島の市役所にどかんとそういう局があって、そこで政策を立案して、そして実行してるというのがこれが今の実態です。じゃ、組織どうなってるのといえ、まず市長がいて、その下に副市長というのが3人います。その下に局長、さっき言った局の局長ですね。局長が大体20人から30人ぐらいいる。その局長の下に理事というのが大体70人から80人ぐらいいます。その理事の下に部長というのが200人から300人ぐらいいる。その下にもあるんですけど、そういったピラミッドになってるんですが、じゃ、区長って今までどこに位置づけされてたのといえ、皆さん区長って物すごく偉いと思われるかもしれませんが、部長の位置づけだったんです。大阪市委員会の中では。一部中央区とか北区とか例外はあるんですが、基本的には区長というのは部長の位置づけだった。つまり市長がいて副市長がいて局長がいて理事がいて部長がいる、その位置づけだった。でも、住民の皆さんに身近なことをやってい

くべき区のトップの区長がそれはおかしいだろうというので、区長の位置づけを局長よりも上にしようというので現に位置づけてるのが今の体制です。そして区長にできるだけ権限とか財源を持ってもらいましょうよというのでやっています。その結果、先ほど区長からも話ありましたが、区の独自の取り組みなんかをやってもらってるようなことをやってるということです。

そして、その区長の人材についてもですね、今までは市役所の内部の理論で順送りで区長を人事で決めていくという話でしたが、もうそれはやめようと。この区政をこういうふうにしたいという意欲のある人に手を挙げてもらって、そこから選ぼうと。そこから能力のある人を選んでいこうということに変えていっています。いわゆる公募というやり方です。つまりその公募については職員の中でも内部公募といたしまして職員も手を挙げられるようにして、私は区長をやりたいんだという人間に手を挙げてもらおう。そして内部の職員だけじゃなくて外部の民間の方、民間でいろんな経験をされてマネジメント能力のある方、僕やったら区政をこうしたいなというような人にも手を挙げてもらおう。そして内部、外部合わせて公募で選んで審査して区長を決めていってるというのが今の実態。つまり多様な人材を確保していきましょうというようなことを今進めていっています。それから区政会議とかですね、区民の皆さんにできるだけ区政に参画してもらいましょうということを今やっています。

その結果、それぞれの区によっていろんなことが今出始めてます。先ほども区長からもありましたが、例えばほかの区でいうとね、例えば西成、プレーパーク事業とありますが、これはどんなことかという、西成で子どもの遊び場がなかなかないねと。そうであれば学校の廃校の跡地を使って、廃校を利用してどんな遊びをしてもいいよ、危ない遊びをしてもいいよという形でプレーパークというようなことをやってるということです。これは西成の区長が進めていってる。それから天王寺であれば例えば子育てクーポン券を使おうよと。阿倍野であればあべの筋を緑にしていこうよと。こういったですね、区の独自の取り組み、これまで区長、部長級の区長ではなかなかできなかったようなことも、今区ではそれぞれ独自の取り組みを今進められる範囲で進めていってるというのが今の現状です。

教育の行政についてもそうです。今まで教育といえば教育委員会だけが牛耳ってやっていくというのがこれまででした。数年前まではそう。でも大阪市ではこれはだめだよねということで、まずは市長も教育委員会と一緒に大きな教育の方向性については議論できるようにしようということで条例をつくりました。その結果、今私自身も教育委員会の中に入って大きな方向性の議論ができるような体制になってます。これは大阪市が先行して条例をつくりましたが、国もこれに追随して、国も大阪市の真似事をしてですね、法律を変えて、今は全国的に市長とか村長とかいわゆる首長と言われる人たちは教育委員会に入ってしっかり議論ができるような体制ができ上がってます。それをですね、区長にもやらせようということで、区長も教育委員会のメンバーに位置づけてですね、さまざまなことができるようになってます。例えばですけど、こんなのも教育委員会だけではなかなかできなかったと思うんですが、学校の放課後、学校を使ってですね、民間の塾に入ってきてもらおう。そしてその民間の塾に放課後教育のようなものをしてもらって、そこで例えば塾代のクーポンなんかを使ってですね、お金が少々厳しい家庭であっても民間の塾を学校の中で、放課後、夜、勉強できるような体制をつくると。そういうようなものを区長の発案

で今されました。それは僕は大事な取り組みだと思って全市的に広げていこうと思ってますが、そういったなかなかこれまでの教育委員会の発想だけでは出てこなかったようなものも、区長が関与することでできるようになってる。そういった教育行政についても区長に今積極的に関与してもらおうというようなことをやっています。

今の大阪市の体制で、そういった意味で区長にできる限りのことをやってもらおうということをどんどん広げていってますが、ただ、やはりそれじゃ足りないだろうと。先ほど申し上げた大きな傾向の中で住民の皆さんに身近なことを身近に決定できる、そして実行できる仕組みというのはやっぱり追求していかなきゃいけないんじゃないのかというふうに思っています。そういった中で、じゃ、どんな仕組み、制度があるのといえは2つ制度があります。その前にですね、そういった都市を目指していくということで、まさに東西二極の一極ですね、担う副首都大阪を確立していこうということで、今どういう仕組みでやってるかという、私と知事が副首都推進本部というのを大阪府市一体でつくって、そこでまさに行政的な議論を積み上げていってるところです。じゃ、その副首都大阪、最終的に目指すべき像ってどんなものなのということですが、ここに整理してありますが、例えば1つ例に挙げますと首都機能のバックアップということ。今まさにこの瞬間ですね、東京で大きな地震が発生して、全てが今東京に集中してますから、東京一極集中してますから、東京に大きな地震で首都機能が麻痺したとき、果たして日本ってどうなるんですかというときに、今首都機能をバックアップするということについては明確な答えはありません。でもこれはやはりこの大都市大阪が目指すべきなんじゃないか、その機能というのは大阪が副首都という形で実現していかなきゃいけないんじゃないか。これ一朝一夕でできるわけじゃないですけども、そういったものを目指していくべきなんじゃないんですかというのが我々の考え方でありまして。それから、誰が見ても西日本の首都と言えるような大阪がですね、経済的にもいろんな中枢機能が備わってる、そんな大阪を目指していくべきなんじゃないかということで、そういった議論を積み重ねています。そんな中で、じゃ、副首都大阪と言われるために何が要るのということで、必要な機能、都市インフラが必要ですね。あるいは今の大阪の制度というのはそれにふさわしいんですか。大都市制度として今の大阪市と大阪府のあり方というのはどうなんだろう。そういったことを今議論してるということです。

じゃ、その制度についてどんなのがあるのといえは2つです。1つは総合区という制度、もう一つは特別区という制度。今の法律で用意されてるのはこの2つです。1つ目がですね、総合区。これは大阪市は存続します。大阪市は存続した上で、総合区長という地方自治法で認められたその総合区長にできるだけ権限を渡して強化していきましょうというやり方です。じゃ、都市機能の強化、広域機能の強化、二重行政の解消、府と市の関係どうなるのということですが、これについては最終的には話し合いです。話し合いで解決していくべきだという価値観です。府と市の協議機関、話し合いの機関はつくりますが、最終的には話し合いです。今松井知事と私がやってるように、政治家なんだから話し合いで解決しろという背景の価値観で二重行政は解消していくということになります。そしてもう一つ、特別区。これは大阪市、これは廃止です。大阪市という行政体は一旦廃止し、そして特別区という区に再編していきます。じゃ、住民自治の拡充どうするのということですが、住民の皆さんが特別区の区長は選挙で選びますから、住民の皆さんに身近なことを決

定できる権限を特別区に与えて、その特別区の区長を皆さんが選挙で選ぶということになります。二重行政の解消とか都市機能の強化、これについてはどうしますかということについてですが、これについては新しい大阪府に一元化です。役割分担。今大阪市がやる広域機能を新しい大阪府に担ってもらう。つまりそこに一本化していく。ですので制度として今ある大阪市と大阪府のような二重行政はなくなるということになります。

もう少し整理しますと、総合区のトップって誰なのとなれば、これは大阪市が残りますから市長です。大阪市長が自治体のトップになる。じゃ、区長をどうやって選ぶのということですが、これは市長が選びますが、議会の同意を得ることになります。特別職ですから副市長という形になる。今地方自治はそうなんですけど、行政どう進めてるのといえ、選挙で選ばれた市長が片一方にあって、そしてもう一つは選挙で選ばれた議員からなる議会というのがあります。この市長と議会がそれぞれ両輪になって進めてるのが今の市政です。二代表制と言われるものです。その市長も選挙で選ばれ、そしてもう一つの住民代表の議会、その両方からいいよと言われた者がその総合区長になるということです。教育委員会、これはそれぞれ、市が1つしかないですから1つ。そして市議会も1つ。じゃ、総合区長というのはどういう権限があるのということですけど、予算については市長が当然やりますが、区長は市長に対して予算をこういうふうにしてよというようなことを言う権利があるという形になります。この総合区というのは法律上の制度としては一部の区だけに導入することも可能です。ただ、今回私が提案します総合区の概案では合区というのを前提としています。幾つかの行政区を足して、そしてそこに一定の人員を配置し、そして実行できるような組織にしていこうということで、一定の合区する案を前提としています。特別区、これはですね、自治体のトップは誰ですかといえ、区長です。そして区長の人選はどうしますかというのはこれ選挙で選びます。教育委員会はどうか。これはその区ごとに設置する。そして予算はどうするの。これは区長が持つということになります。特別区というのはこれもう1つの独立した自治体になりますから、ですんで当然のことながら区長が予算であったりそういったものをつくって、そして自治体のトップは誰なのといえ、当然区長という形になります。教育委員会も区ごとにできるということになります。

一番最初に申し上げましたけれども、総合区と特別区という制度があります。今回のこの説明会は政治集会じゃありませんので、どちらかの制度を選んでくださいというんではありません。こういった制度があるんだなということを知っていただきたいと思いませんし、疑問に思うことがあればぜひお聞きいただきたいと思うんです。いずれにしても思うのは、やはり今の大阪のこの制度のままで僕は大阪の成長というのはふさわしくないと考えてます。今の大阪の課題、大阪市と大阪府がいつまでもこうやって2人で並んでですね、記者会見をやるような体制というのは本当にいいのだろうか。大阪の大きな成長に関して。そういうふうにも思いますし、ここは1つ大きな課題だろうと思ってます。これからの大阪の成長を考えたとき。そしてもう一つは、いろんな住民サービスの細かな問題がよく出てきてる中でですね、皆さんの身近なところで物事を決定し、実行していただけるような体制づくり、住民の皆さんに身近なサービスは住民の皆さんに身近なところで実行できるような仕組みが必要だろうと思ってます。僕自身が今やっていますけれども、これはやっぱり住民サービスの身近なところでやる上ではちょっと距離があるんじゃないのかなというのが私の考えです。きょうは東成に来させてもらってますが、24区ありますから、24分

の1です、僕から見たら。大阪市全体の24分の1なんです。でもそこはもっともう少し小さな単位でやっぱり見ていけるような体制というのを住民サービスという点ではしていくべきなんじゃないんでしょうかという、この2つの大きな問題意識を持ってます。そのためにこの制度というのも変えていく必要があるんじゃないかというふうに思ってるのが今の考えであります。この後部局からそれぞれ総合区と特別区についてちょっと説明させていただきますが、僕自身はそういう問題意識を持ってます。大阪が今後成長していき、そして皆さんの住民サービスを充実化させていくには制度の改革というのは必要なんじゃないかというふうに思っています。

きょうは皆さんの本当にいろんな意見があると思いますが、また忌憚のないご意見を聞かせていただきたいと思います。本日は皆さん本当にありがとうございます。

(司会)

続きまして、副首都推進局制度企画担当部長の水守よりご説明申し上げます。

(水守副首都推進局制度企画担当部長)

制度企画担当部長の水守と申します。

私からはお手元のパンフレット「総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会資料」に沿って説明をします。

まず1ページの目次をごらんください。資料の構成は3部からなっています。第1部では大阪における新たな大都市制度について、第2部では今回取りまとめた総合区の概要、第3部では特別区制度の概要などについて、今から30分余り頂戴して説明をします。座らせていただきます。

それでは、第1部の「大阪における新たな大都市制度」について、3ページをお開きください。

市長の説明と重複するところもありますが、まず、大都市の現状・課題をごらんください。大阪市や横浜市といった大都市では、住民意思の的確な反映（住民自治の拡充）と、効率的・効果的な行政体制の整備（二重行政の解消）といった課題があると言われていきます。もう少し詳しく申しますと、1つ目の住民自治の拡充は、政令指定都市である大阪市は非常に幅広い行政サービスを提供しているため、市役所の組織が大きくなり、個々の住民の皆さんから見れば役所との距離が遠くなる傾向にあります。2つ目の二重行政の解消について、大阪の場合で申しますと、政令指定都市である大阪市と都道府県である大阪府がそれぞれ同じような内容の仕事をしている分野があり、重複によって問題が生じているとされています。

これらの課題を解決するために、その下、国において法律が整備されました。1つは、左側、総合区の設置です。政令指定都市、すなわち大阪市を残したまま、今皆さんがお住まいの区、行政区にかえて総合区を設置し、区長や区役所の権限を強化し、住民自治の拡充を図るものです。もう一つは右側、特別区の設置です。こちらは、政令指定都市である大阪市を廃止して複数の特別区を設置し、特別区ごとに住民の皆さんから選挙で選ばれた公選区長と区議会が置かれ、それぞれが1つの自治体として運営されます。

こうした状況の中で、その下にありますように、大阪府と大阪市が取り組んだ改革とし

て、1つ目の丸、特別区の設置により住民自治を拡充とあります。これは大阪市を廃止して5つの特別区を設置するものでしたが、平成27年5月の住民投票で、特別区の設置は反対多数となりました。しかしながら、大阪が抱える課題は依然として残されたままであり、それらを解決するためには引き続きたゆまぬ取り組みが必要です。

次の4ページ、「大阪が抱える課題解決に向けて」から5ページについては市長の説明と重複しますので省略をさせていただきますが、大阪の長期低落、人口減少、超高齢社会などの課題に取り組んでいく必要があるということをお示ししています。

さらに1枚めくっていただいて7ページの総合区制度、そして8ページの特別区制度については、この後、それぞれの制度の中で説明します。

なお、7ページが一番下にひとくちメモとありますが、ご参考としてところどころに用語の説明をつけています。

以上が第1部の説明です。

次に、第2部「大阪における総合区の概要」について説明します。10ページをお開きください。

初めに、真ん中の点線内、概要の位置づけをごらんください。これから説明する総合区制度の概要は、大阪市としてこれでいきたいといった固まった案ではなく、住民の皆さんからご意見をいただくための検討材料として取りまとめたものです。今後、この意見募集・説明会などを通じて皆さんからご意見をいただきつつ、市会での議論を踏まえ、総合区の案を取りまとめてまいります。

それでは、11ページをお開きください。まず、総合区制度の概要について、上の網かけ部分をごらんください。丸の1つ目、総合区制度は、政令指定都市において、住民自治を拡充するため、現在の行政区長の権限を強化した制度です。

次に、少し飛んで中ほどの(2)法律上の制度比較をごらんください。表の左側が、通常、行政区と呼ばれる今の区の制度、右側が今回新たに検討している総合区制度です。表の1段目、自治体の位置づけ、2段目、区の位置づけにあるように、どちらも政令指定都市としての大阪市の位置づけや権限は変わらず、行政区も総合区も区は市の内部組織ということになります。

今の区と総合区の主な違いは、3段目の区長について、左側の今の区長は一般職の公務員ですが、右側の総合区長は、副市長などと同様に議会の同意を得て市長が選ぶ特別職の公務員となります。次に、総合区長の主な事務は、地方自治法で総合区の政策・企画の立案、総合区のまちづくりなどの事務のほか、条例——これは大阪市が定める法律のようなものですが、この条例で定める仕事となっています。これらについては、市長にかわって市を代表する区長の判断と責任で進められます。さらにその下の段、総合区長には、区役所職員の任免権、すなわち人事権や、予算の編成に当たって市長に意見を述べる権限、予算意見具申権が法律で認められています。また、総合区の区長は住民の皆さんによってリコール、すなわち解職することもできます。

なお、総合区の制度としては、大阪市の今の24区のままで、あるいは全ての区ではなく一部の区にのみ総合区を導入することも可能ですが、今回お示しする総合区の概要では、総合区をした上で、全ての区を総合区にする前提としています。

以上が総合区制度の概要です。

次に、12ページをごらんください。総合区設置の意義、効果及び課題についてです。総合区の意義は、地域の実情に応じた行政サービスをより身近な区役所で行うことです。ただし、予算編成や条例提案など市全体に関する事項は、引き続き市長がマネジメントします。

真ん中に、総合区が設置された場合、局と総合区の事務がどう変わるのかを図で示していますが、後ほど具体例で説明します。

その下の総合区設置で期待される効果と課題をごらんください。まず左側、効果としては、地域の実情に応じたよりきめ細かい行政サービスの実現とありますが、1つ目の丸、住民の皆さんの声をより直接的に反映することや、2つ目の丸、意思決定が迅速になることで、より迅速適切なサービスの実現などが期待できると考えられます。一方、その右の課題については、効率性の確保として、1つ目の丸、現在、中之島などの局1カ所で実施している仕事を、複数の総合区に分散して行うことで職員数の増加が見込まれるとともに、その下の丸、専門職員やノウハウの確保がそれぞれの区で必要となりますので、いかに効率性や専門性を確保するかが課題となります。

このように、総合区制度の導入に際しては、区役所が担う事務の拡充が図られる反面、効率性・専門性の確保という課題があり、双方の観点からバランスよく検討する必要があります。

次に、13ページをお開きください。総合区のイメージを持っていただくための案、概案の作成に当たっての考え方を説明します。ページの中ほど黒い四角の事務レベル（案）をごらんください。

総合区が担う仕事についてはさまざまなレベルが考えられますが、今回の概案では、AからCの3つの案を設定しました。まずA案（現行事務＋限定事務）は、右側にありますように、現在の区役所事務に加え、一般市並みの事務とありますが、今の大阪市役所の局、例えば福祉局や建設局などの仕事のうち、住民の皆さんに身近な行政サービスに係る仕事に限定して総合区に移すものです。B案（一般市並み事務）は、例えば守口市や松原市といった一般の市が提供している仕事を基本に、総合区が事務を担います。C案（中核市並み事務）の場合は、一般市よりも広い範囲の行政サービスを提供している中核市、大阪府内では東大阪市や高槻市などがありますが、これらの市が提供している仕事を基本に、総合区が事務を行います。ただし、表の下の米印のとおり、いずれの案においても、市全体を見渡して実施すべき事務、詳しくは次のページで説明しますが、これらについては総合区に移さず、引き続き市長が判断する仕事として局に残ります。これは、先ほど区の位置づけでも触れましたが、総合区はあくまで大阪市という自治体の内部組織であり、独立した自治体ではないためです。

次に、一番下の区数（案）です。総合区の検討に当たって、現在の24区を合区した3つのパターンをお示ししています。大阪市の平成47年の将来推計人口は約228万人と見込まれておりますので、1区当たり45万人、30万人、20万人程度と設定して、それぞれ5区、8区、11区としています。

総合区の導入に当たっては、必ず合区をしなければならないわけではありませんが、区役所が提供する事務を充実させるほど、区役所ごとに必要な職員の増加が見込まれます。24区のまま各区役所の体制を大きくすることは、職員の確保やコストの面で難しいことか

ら、今回の概案では現在の24区を合区する案としています。なお、具体的な区割りは今後検討します。

以上が、総合区の概案の作成に当たっての考え方です。

次に、14ページをごらんください。事務分担について、総合区では区役所が担う事務を今よりも増やします。真ん中の局と総合区の仕事の分担をごらんください。現行の大阪市の仕事は、局の仕事と行政区、すなわち現在区役所で行っている事務に分けられます。総合区が設置されると、現在、局で実施中の事務は、①引き続き局で実施するものと、②局から総合区へ移管するものに分かれます。具体的には、その下の表をごらんください。

①局で実施とは、総合区が設置された後も中之島の本庁にある局が実施する事務であり、例として表の右側、大阪市という1つの自治体として実施する条例や予算などの事務、地域全体を見据えた観点から実施すべき事務、例えば成長戦略や広域的な交通基盤整備など、また、住民サービスの統一性や一体性が求められる事務、例えば国民健康保険などの事務は局が行います。

その下の②局から総合区へ移管は、局の仕事のうち、住民の皆さんに身近な行政サービスをより身近な総合区に移すものですが、上記の事務レベル案に沿ってAからCの3つの案を作成しました。詳しくは後ほど説明します。

一番下の③総合区で実施ですが、現在、区役所や保健福祉センターで実施している仕事は、そのまま総合区で実施します。

また、総合区へ移管する事務の量によりA、B、Cの3つの案を設定し、A案よりもB案、B案よりもC案のほうが区役所で移管する事務が多くなります。

では、次に15ページ、職員体制をお開きください。ここでは、総合区の仕事を増やすことや、合区によって職員の数がどう増減するかについて試算をお示ししています。職員数の増減イメージとありますが、基本的には総合区に仕事を多く移すほど職員数は増えます。また、区の数が多いほど職員数が増えます。こうした増減は、ページの一番下、③総合区移行時の職員数の変化の試算結果にお示ししています。太線で囲った表をごらんください。A案では、縦に見ていただいて5区、8区、11区のいずれの場合でも黒い三角の数字、これは職員の数が減少することを示しています。B案では、5区の場合は黒い三角で減少、8区ではほぼ変わらず、11区では増加し、C案ではいずれの場合も現行より職員数が増えるという試算結果になっています。

なお、こうした職員数の増減は、一番下の米印ですが、一定の仮定のもとで試算したものであり、確定した数字ではありません。

次に、16ページをごらんください。ここでは、3つの事務レベル（案）ごとに、きめ細かい行政サービスの提供と、できるだけ職員数を増やさない行政の効率性という視点で区の規模を検証した結果、真ん中の表の職員数を四角で囲っていますが、今回、皆さんにお示しする総合区の概案としては、A案は8区と11区、B案は5区と8区、C案では5区としています。

では、それぞれについて詳しく説明します。17ページをお開きください。

まず、A案の総合区ですが、区数は8区か11区、その場合はおおむね現行の職員数の範囲内で設置が可能と見込まれます。

次に、その下の黒い四角、総合区の仕事内容をごらんください。こども、福祉、健康・

保健などの分野別に区役所に移す事務をお示ししています。なお、それぞれの枠の中で点線で囲んでいますのは、現在も区役所で行っている事務です。A案の総合区では、例えば左上のこどもの分野では、保育・子育て支援として、現在、局が実施している児童いきいき放課後事業というのが総合区長の責任のもとで行われることとなります。また、その右隣のまちづくり・都市基盤整備の分野では、道路・公園を維持管理する工営所や公園事務所の業務を総合区に移管します。

では、A案の総合区で何が変わるのか、期待される効果について、18ページに3つの事例を示していますが、その一部について説明します。前のスクリーンをごらんください。総合区で変わること（A案）～例：道路の日常管理、放置自転車対策～とあります。現在、皆さんからのご要望、例えば道路の穴の補修や放置自転車の撤去については、区役所とは別の組織である建設局の工営所というところが行っています。図の右側をごらんください。これらが総合区の仕事となることで、皆さんからのご要望に対して、直接、総合区長の判断で、例えば放置自転車の撤去回数を見直すというようなことがより迅速に、またきめ細かく対応可能となります。なお、一番下に書いてますとおり、総合区になりましても、予算の編成や条例などは引き続き市長が市全体を見据えて判断します。

資料に戻っていただいて19ページをお開きください。次に、B案の総合区です。区の数5区か8区、その場合はおおむね現行の職員数から一定の範囲内で設置が可能と見込まれます。総合区の主な事務内容として、B案で新たに加わる仕事には白い星印をつけています。例えば、こどもの分野では、保育・子育て支援として市立保育所の運営や民間保育所の設置認可があります。また、その下、福祉の分野では、老人福祉センターの管理運営を総合区へ移管します。

B案の総合区で期待される効果について、20ページに3つの具体例を示していますが、同じように前のスクリーンでそのうちの1つを説明します。こども・子育て支援施策の例です。前のスクリーンをごらんください。大阪市では、待機児童の解消を最重要施策に掲げて、認可保育所の整備などに取り組んでいます。左側の認可保育所の設置フロー図のとおり、現在は、中ほどの②地域調整、具体的には認可保育所の場所の決定については区長の仕事ですが、③事業者の募集・決定は市長の仕事となっています。図の右側、これが総合区になりますと、②地域調整から③事業者の募集・決定までが一元的に区長の仕事となることで、例えば保育所を早期に、あるいは効果的に開設することが期待されます。

もう一度資料に戻っていただきまして、21ページをお開きください。次はC案の総合区です。区数は5区、この場合、職員数は現行より一定の増加が必要と見込まれます。総合区の主な事務内容について、C案で新たに加わる仕事は黒い星印、例えばこどもの分野では、児童虐待対策として、こども相談センターの運営があります。一番下の健康・保健の分野では、保健所の業務を総合区へ移管します。

C案の総合区で期待される効果ですが、同じく前のスクリーンをごらんください。22ページに3つの案がありますが、そのうちの1つ、こども相談センターについて説明します。こども相談センターでは、子どもを虐待から守るため、皆さんからの児童虐待の通告や相談を24時間365日体制で受け付けていますが、対応が必要な事案は、こども相談センターとは現在別の組織である区役所の保健福祉センターと連携して取り組んでいます。図の右側、これが総合区になりますと、保健福祉センターとこども相談センターが同じ区役所の

組織となり、両者の連携が一層密になることで虐待のサインを早期にキャッチし、より適切な対応が期待されます。

以上が、今回お示しする総合区の3つの概案についての説明です。

何度も恐縮ですが、資料に戻っていただいて23ページをお開きください。今後の検討事項ですが、まず1つ目の二重丸、総合区の名称及び区域（区割り）、総合区の事務所の位置です。今回の概案では、現在の24区を5区、8区、11区にする案をお示しましたが、総合区の名称を初め、どのようなエリアで合区して総合区を設置するのか、総合区の区役所をどこに置くのかについては今後検討します。

なお、米印ですが、合区に際して、現在の24の区役所及び保健福祉センターは総合区役所の支所として位置づけ、窓口業務を継続することとしています。

以下、総合区の設置に伴うコスト、例えば職員体制や庁舎、システムなどの整備費用、市長の所管事項である予算の仕組みに係る総合区長の権限についても今後具体的に検討します。

その下、11、総合区（案）のとりまとめに向けては、意見募集・説明会での皆さんのご意見や市会での議論を踏まえて、最終的には1つの案を取りまとめてまいります。この最終的な案については、今回お示した3案から選ぶということではなく、皆さんからいただいたさまざまなご意見などを踏まえて、事務の範囲や区の数などを検討します。

なお、ご参考として24ページには局で実施する事務の内容例を、25から28ページには局と総合区の事務の分担の詳細を、さらにめくっていただいた29ページには、ほかの政令指定都市と大阪市の区の人口や面積に関するデータを添付しています。

以上が第2部の説明です。

続いて第3部「特別区制度」について説明します。30ページをごらんください。

初めに、ご留意いただきたいことをごらんください。この資料は、特別区制度についてご意見をいただくために作成したものです。旧特別区設置協定書は、平成27年5月の住民投票で反対多数となったため、現時点での具体的な特別区の制度案はありません。これから特別区の制度案づくりにおいてどのような事項を決めていく必要があるのかというイメージを皆さんに持っていただけるよう、きょうは参考資料として旧協定書や平成27年4月の住民説明会のパンフレットの考え方などをお示ししています。皆さんからいただくご意見を踏まえ、今後改めて制度案の検討を進めていくこととなります。

では、31ページをお開きください。まず、特別区制度の概要です。特別区とは、一般の市町村と同じようにみずから税金を徴収し予算を編成する基礎自治体です。選挙で選ばれる区長、区議会が置かれ、区長が住民の皆さんに身近な施策を行います。

次に、（1）特別区設置法の制定というところですが、現在、特別区は東京都にのみ23区が設置されています。この法律が制定され、大阪市のように人口200万人以上の政令指定都市を含む区域では、政令指定都市等を廃止して、特別区を設置することが可能になりました。

次に、（2）法律上の制度比較をごらんください。表の左側が、現在、皆さんがお住まいの大阪市、一般に政令指定都市と言われる制度、そして右側が東京の例えば新宿区や渋谷区のような特別区と言われる制度です。

表の2段目、自治体の首長は、政令指定都市は市全体で1人の市長、一方でそれぞれが

独立した地方自治体である特別区は各区ごとに区長が選挙で選ばれます。また、議会については、政令指定都市では市全体で1つの市議会、特別区では区ごとにそれぞれ区議会が置かれます。

次の主な事務として、政令指定都市も特別区もともに一般的な市町村の事務を行います。政令指定都市は市町村の仕事に加えて都道府県の仕事も一部行います。一方、特別区は、市町村の仕事のうち、上下水道、消防などは、大都市行政の統一性を確保するため、都が一体的に行っています。

次に、課税権ですが、右側の特別区は、一般的な市町村税のうち法人市民税や固定資産税などは都が一旦課税、徴収し、その下、それらを活用して都や各特別区の間で財政の調整を行い、必要な金額を配分します。

次に、32ページをごらんください。特別区が設置された場合に、現在の大阪市と大阪府の仕事が、新たに設置される特別区と大阪府にどのように分かれるのかをイメージでお示ししています。

図の左側をごらんください。今の大阪市は、基礎自治体機能、具体的には保育や小中学校の運営など住民の皆さんに身近なサービスに加えて、広域機能、例えば産業の振興や広域的なインフラ整備などの仕事もしています。一方、大阪府も大阪市と同様に広域的な仕事をしています。大阪では、この広域機能を大阪市と大阪府の両方が担っていることから、いわゆる二重行政の問題が指摘されています。

特別区が設置されると、図の右側ですが、大阪市は廃止され、保育や小中学校の運営など基礎自治体の役割は各特別区が担当し、産業振興や広域的なインフラ整備などの広域的な仕事は大阪府が一元的に担当することになります。

次に、33ページをお開きください。特別区の制度案について、どのような事項を検討して決めていく必要があるのか、また、特別区を設置するまでの手順をお示ししています。

まず、(1) 特別区を設置するエリアの関係自治体、すなわち大阪府、大阪市の両議会の議決を得て、特別区を設置するための協議会、特別区設置協議会を設置する必要があります。次に、(2) その協議会で、真ん中の太枠の中にあるように特別区の設置の日や特別区の名称・区域など、法律で定められた8つの項目について特別区設置協定書を作成する必要があります。その後、(3) 協定書について関係自治体の議会で承認が得られれば、(4) 特別区設置に係る住民投票が行われ、過半数の賛成があれば、(5) 総務大臣の決定によって特別区が設置されることとなります。

以上が、特別区制度についての説明です。

次に、特別区に関して皆さんからご意見をいただくに当たり、その参考となるよう、平成27年5月の住民投票で反対多数となった旧特別区設置協定書などの考え方について説明します。35ページをお開きください。

まず、(1) 特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数について、地図の下の表をごらんください。旧協定書では、大阪市を廃止して、北区、湾岸区、東区、南区、そして中央区という5つの特別区を設置するとしていました。それぞれの区のエリアは、右の特別区の区域の欄に記載のとおりです。各区の議員の定数は、特別区議会議員の定数の欄に示すように、現在の大阪市会の議員定数86人を、各特別区議会に割り振っていました。

また、各区の本庁舎、つまり特別区役所の位置は、上の地図をごらんください。吹き出

しに、区の名称とともに本庁舎の所在地、例えば中央区の本庁舎の位置は現在の西成区役所としていました。

一番下の備考欄のところですが、①窓口業務については、特別区になっても、現在、24区役所で実施している事務は引き続き現在の区役所で行うこと、②町名については、特別区の設置が決まった後に、皆さんのご意見を聞いて決定する予定でした。

次に、36ページをごらんください。先ほどの項目につきまして、平成27年に行った住民説明会での質問票への回答を引用して、当時の考え方をお示ししています。まず、区の名称は、区域を包括し、シンプルでわかりやすい方角や位置を基本とするとともに、ベイエリア地域は湾岸区としたこと、次に区域については、平成47年の将来推計人口や過去の分区・合区の経過などをもとに、行政運営の効率性や長期財政推計の結果を考慮して5区としたこと、また、本庁舎の位置については、住民の皆さんからの近接性、交通の利便性などを基本としながら決定したこと、最後に議員定数については、議会のコストを増やさないという趣旨から、大阪市会の現在の議員定数を5つの区に割り振ったことなどをお示ししています。

一番下の網かけに、この項目に関して、当時住民説明会でいただいた主な質問や意見を記載しています。この後、各項目についても当時の主な質問や意見を同じように下のほうにお示ししています。

次に、37ページをお開きください。（2）特別区と大阪府の事務分担について、真ん中の表、事務の分担（イメージ）をごらんください。今の大阪市は、左側の欄、住民の皆さんに身近な仕事として戸籍、住民基本台帳、保育などを、また、その下に示すような広域的な仕事として成長戦略や博物館、広域的なまちづくりなども行っています。特別区が設置された場合には、右側にあるように、特別区は住民の皆さんに身近な仕事を、その下、大阪府は大阪全体の成長、都市の発展などにかかわる広域的な事務を担当するなど、役割を明確に分けることにしていました。

次に、38ページをごらんください。（3）一部事務組合とは、複数の自治体が連携して効果的、効率的に仕事を行うための仕組みです。旧協定書では、専門性の確保が特に必要なもの、サービスの実施に当たり公平性や効率性の確保が特に必要な仕事、例えば国民健康保険などについて、5つの特別区が一部事務組合をつくって連携して行うとしていました。

次に、（4）職員の移管（特別区の職員体制）ですが、1つ目のポツの1行目のところに米印あります。近隣中核市5市をモデルとありますが、これは、その下に注釈がありますが、大阪都市圏で30万人以上の人口を有する豊中市や高槻市などの5市の職員数をモデルに各特別区の職員体制を整え、その上で、広域的な仕事が大阪府に一元されることに伴って必要となる職員を大阪市から大阪府へ移管するとしていました。

次に、39ページをお開きください。（5）税源の配分・財政の調整につきましては、1つ目のひし形、各特別区で必要なサービスを提供できる財源、すなわちお金を確保し、各特別区の税収に大きな格差が出た場合の調整方法をお示ししていました。真ん中のイメージ図では、現在、大阪市で課税、徴収している税金を特別区と大阪府に分けて、法人市民税や固定資産税など大阪府が課税、徴収する5つの税金は、大阪府で特別会計という別の財布で管理をして、特別区と大阪府の仕事に応じて配分するとともに、各特別区の税収の

格差を是正するために活用するというを示しています。

次に、40ページをごらんください。（6）大阪市の財産と債務の取扱いについてです。特別区の設置によって、皆さんが日ごろ利用されている施設や、大阪市が持っている株式などの財産、あるいは市債の返済がどうなるのかを示していました。①の財産ですが、1つ目のひし角、学校や公園など住民サービスに必要な財産は、仕事の分担に応じて、特別区と大阪府がそれぞれ引き継ぐとしていました。また、2つ目のひし形、株式や大阪市が積み立ててきた基金、貯金は、大阪府が引き継いだ仕事に密接に関係するものを除いて、特別区に引き継ぐとしていました。②債務ですが、2つ目のひし角、大阪市で既に発行した大阪市債、つまり借金は大阪府が引き継ぎ、その返済費用は、特別区と大阪府が仕事の分担に応じて負担するとしていました。

その下、（7）大阪府・特別区協議会については、2つ目のひし角ですが、特別区の仕事に必要な財源の確保や、大阪府が引き継いだ財産の取り扱いなどについて、大阪府と特別区が対等な立場で協議調整をし、3つ目のひし形、協議が調わない場合には、第三者機関が円滑な調整を図るとしていました。

最後の（8）には特別区設置の全般についていただいた主な質問・意見をお示ししています。

以上が旧協定書に基づく内容です。特別区について、現時点での具体的な制度案はありません。皆さんからいただくご意見を踏まえて、今後、検討してまいります。

なお、41ページには、参考資料として旧協定書における特別区のイメージを記載しています。また、1枚の紙が挟み込んであったかと思いますが、平成27年の住民説明会でいただいた全ての質問とそれに対する回答については、現在も大阪市のホームページでごらんいただくことができます。

長くなりましたが、説明は以上です。ありがとうございました。

（司会）

以上で説明は終了いたしました。これより皆様からご質問、ご意見をお受けしたいと思います。

冒頭お願いいたしました但、ご意見、ご質問に関しては、総合区制度、特別区制度と関係のないものや、政治的な主張など開催趣旨にそぐわないご発言につきましてはご遠慮いただきますようお願いいたします。もしそういった趣旨のご意見、ご質問とこちらが判断した場合は、まことに失礼ではございますが、その時点で打ち切らせていただく場合もございます。また、司会者の指名を受けてない方のご発言、あるいはヤジや拍手など進行上支障となる行為、他の参加者への迷惑となる行為はご遠慮くださるようお願いいたします。なお、本日は子育て世代の方にもご参加いただいておりますので、お子さんが声を上げられる場合があるかもしれませんが、会場の皆様、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、まず最初に、ただいまの説明に対するご質問からお受けしたいと存じます。ご意見につきましては後ほど伺いをさせていただきます。ご質問がございましたら、その場で手を挙げていただきましたら、私が指名をさせていただきます。座席まで担当がマイクをお持ちいたしますので、必ずマイクを通してご発言ください。できるだけ多くの方

のご意見、ご質問をお受けしたいと思っておりますので、ご意見、ご質問は発言機会一回につきお一つとし、簡潔にご発言くださいますようお願いいたします。また、司会者からの依頼がございましたらマイクをお返しいただきますようご協力をお願いいたします。

それでは、まずご質問のある方、挙手を願います。いかがでございましょう。総合区、特別区に関するご意見、ご質問でしたらどのようなことでも結構でございます。何かご質問のある方ございませんでしょうか。それでは真ん中のブロックの後列の方。

(市民)

一昨年の5月に住民投票で大阪市をなくして特別区を設置するという案は否決されたんです。大阪市民はノーという決断を出したんです。それなのにまたここにおいて特別区を持ち出してくるというのは民主主義の冒瀆だと思います。行政区と総合区の説明だったらわかるんですけども、どうしてここに特別区の説明が出てくるのかわかりません。1万票の差だったと申されますけれども、1票でも勝ったら勝った、負けたら負けたで、それに従うのが民主主義だと思います。

(吉村大阪市長)

ご指摘のとおりですね、5月の17日は反対多数ということで否決になりました。ですので冒頭申し上げたとおり今の時点で特別区の案というのはありません。否決されてないわけですから。ただですね、ちょっと思い出していただきたいのが、まず1つはやはり、確かに反対多数です。70万の方が反対しましたから否決です。案はありません。でも一方でですね、69万の方がまだ見ぬ新しい制度をこれはやろうということで賛成の票を投じられたということもまた事実だと思うんです。でも否決なんです。否決だからそれはもうなし。その後ですけども、それも受けてですね、一昨年の11月に私が市長選挙に出たとき、当時、特別区の案、新たなものをつくらせてほしい、修正する案をつくらせてほしいということは正面から訴えました。当時ですね、同じご意見だったんです。否決されたものをもう一回舌の根も乾かないうちにあんた何言ってんだというのはいろんなところで散々私も批判されましたが、そこは正面から訴えました。全てのテレビ討論会でもそこは論点になり、私はそれをぜひやらせてほしいというのを訴えました。知事も訴えた。その結果ですね、市長選においては約60万票対40万票という結果が出ました。その民意というのも僕は非常に大事だと思うんですね。もちろんそれによって、それで特別区になるというものではないというのは十分わかってます。ですので、特別区を修正する案をつくりたいという思いを私も訴えて市長をさせていただいてます。そこに多くの方も投票していただいていますので、それについては新たなものをちゃんと手順も踏んでつくっていく、そういった努力はさせていただきますというのが今の手続の流れであって、決して民主主義の冒瀆ではないと思うんですね。最終的に、これはどうなるかわかりませんが、議会が賛成しないともう一度の住民投票というのはないわけですし、案をつくることも特別区についてはできないですけれども、そういった民主的なプロセスを踏むのであれば、最終的に市民の皆さんに民主的なプロセスを踏んだ上でご判断をもう一度お願いするというのはですね、決して民主主義の冒瀆ではないというふうに思っていますので、丁寧な議論を積み重ねていきたいと思っています。

(司会)

それでは引き続きご質問のある方、挙手のほうをお願いいたします。左ブロックの後ろから2列目の、はい。

(市民)

5月17日でしたっけ、都構想の案に対して私は白紙で出したんです。投票したんですね。それは何でかという、都構想だから大阪が都に変わるのには反対やけど、反対意見しか言わない人たちに票も入れることができないなと思って、白紙で出したんです。何も名前書かずに。だから大阪をさわってほしくないとか、今の状態を保ったまま変えてほしいという。橋下さんに対して、私は役所の人とかに対しての対応とかを求めている感じだったんですよ。だから特別区は反対で、その上で役所の人とかを取り締まったりきつくしてほしくないというので、多分大体の人が投票してるはずなんです。だからそんな感じですよ。この特別区この説明会ってどういう意図で開かれてるのかははっきり聞きたいです。

(吉村大阪市長)

まずですね、意図としては、私自身は大都市の制度改革は必要だろうという考え方を持っています。これはもう選挙でも訴えていますんでね。僕自身の考え方です。そんな中で、もう一方議会では総合区という考え方もあるんじゃないかという意見があるのもまた事実です。そういった中で、総合区とか特別区とかいってもちょっとなかなかわかりにくいよなというのがやっぱりあると思うんですね。制度のことに関する。きょうの説明もなかなかわかりにくいと思われる方も多分多くいらっしゃると思うんですが、大事なものは、僕はそういった議論の積み重ねだと思ってまして、総合区に関してもこれまで全く議論されてこなかったんですね。ですんで、特別区については住民投票を一回やりましたんでね。多くの方がご存じやと思います。白紙の票を投じられたということですけども。総合区という新たなものについては、これは前は議論もされてないですから、そういった制度があるんだよということをやったり市民の皆さんに広く知っていただきたいという思いもあって24区こうやって全部回らせてもらってるということがあります。それはやっぱりこの大都市の制度改革というのはこれからの大阪の中で僕はやっぱり大事なことだと思ってますんで、その上で住民サービスを充実させていくのが非常に大事だと思ってますから、そういった意味で総合区、特に総合区も特別区も、特に総合区なんていうのは全く議論もされてこなかったわけですから、そういったものをできるだけ多く市民の皆さんにそういったこと議論を積み重ねていくということで説明会をするというのは大事なことなんじゃないかなと思ってやっています。これまで制度のあり方についてこうやって市民の皆さんと市長と知事がこうやって話しする機会ってなかったと思うんです。例えば総合区であれば住民投票もないですから、市民の皆さんと別に対話しなくても、これは議会で議決したら決まることなんですけど、ただ、白票を投じられたようにやっぱりわからないという人もたくさんいたと思いますんでね。ですんで、そういう方もいたと思いますんで。違いますよ、さっきおっしゃった理由のとおりでいいですけど、別の方ではなかなか制度がよくわからないよねという方もいらっしゃると思うので、そうであるならば、1つずつね、市長にな

ってから早い段階で市民の皆さんとのこういった、特に総合区も含めた議論の対話というのをすべきじゃないかと思って、そういう意図でやっています。

(司会)

それでは引き続きご質問のある方、挙手をお願いいたします。それでは右のブロックの、はい。

(市民)

座ったままで失礼します。将来の人口が減っていくとわかってるのに東京と同じように大阪が担っていくというのは無理だと私は思うんですけども、そういう点ではどういう考えでこの説明会をしているかがわかりません。

(司会)

もう一度、もうちょっと大きな声で、ごめんなさい。

(市民)

将来大阪の人口が減っていくとおっしゃってましたよね。それなのに、東京と同じように大阪がやってるようなことを担っていくというのは無理だと思うんですけども、それはどういう考えでこの会を開いてるのかがわかりません。

(吉村大阪市長)

将来確かに人口減少の傾向にあるんですけど、そういった傾向の中で、1つはまずどうやったら住民サービスを充実できるのかというのが1つの大きな問題意識と、もう一つ、東京に対してという形であれば、今これまで大阪は第二の経済都市ということで成長の基盤があるわけですけども、これをさらに伸ばしていくにはどうしたらいいのか、今の制度としてふさわしいのかなということのまず問題意識があります。現状の中、確かに大阪の成長もこのまま衰退して終了するんじゃないか、東京の例えば一極集中がもし何かあったときに大阪が担うのは無理じゃないかと思われるかもしれませんが、ただ、日本の縮図を考えたときに、やはり現状でもう一つのバックアップ機能を担えるというのは、僕は大阪だと思ってますし、大阪を成長させていける、そんなことを目指す必要があると思ってますし、そんな制度づくりも必要だろうと思ってます。ですんで、今までは無策で何も市長と知事がやってきましたけど、これからの将来を考えたときに、大阪が成長して、そしてもう一つの東西二極の一極の、担えるような都市像を、これは明日あさってでできる話じゃないですけども、ちゃんとしたスパンを持って、目標を持って、そういった制度体制もつくって今から歩み始めるべきじゃないんですかというのが私の考えです。

(司会)

それでは、これからはご意見のほうも一緒に頂戴したいと思いますので、ご意見、ご質問のある方、よろしければ挙手のほうをお願いいたします。おられますか、ご意見、ご質問のある方。じゃ、もう一度先ほどの方。左のブロックの、はい。

(市民)

大阪都構想のとき、カジノ案が出たじゃないですか。それはこの案には関係してるのかなというのを聞きたいです。それと、国会のほうでカジノ案が決定されてるのかわからないんですけど、維新の党が押し通したじゃないですか。

(司会)

すみません、政治的な関係のご質問はちょっとご遠慮していただきたいと思います。

(市民)

メディア的な感じなのでちょっとわからないんですけど、そんな感じで報道されてたので、だからこの特別区とまた関係してきてるのかの質問です。

(松井大阪府知事)

誤解を持たれたままでは困りますのでちょっと申し上げておきます。制度の話とI Rを誘致するかどうかの話は全く関係がありません。まだ今、国会で基本法だけ通りまして、これから実施法でさまざまなリスクに対しての備えというのはこれから議論されていくわけで、まだI Rが確実に決定したということではありません。

(司会)

それでは引き続きご意見……

(吉村大阪市長)

もう一件いいですか。I Rに関しては、僕はこれ誘致の考え方なんですけどね。いろんな経済効果やその波及効果というのは、これは当然あるという前提で、大事なのはやっぱり課題に対して正面から取り組むかどうかだと思ってます。それは大きくはやっぱりギャンブル依存症対策。これについて正面から取り組むかどうかだと思ってまして、これについてはですね、今も多くのパチンコも含めたギャンブルが大阪の中にあふれてる中でですね、国の中であふれてる中で、依存症対策というのは僕はとってこなかったというのがこれまでの国の体制だと思いますし、行政のあり方だと思ってます。今回統合型リゾートI Rを誘致するに当たってですね、ここの依存症対策について正面から議論して、そして正面からきちとした取り組みをするということをやっていく必要があると思ってますし、ここは1つある意味いい機会だと思ってます。依存症対策に正面から取り組むという意味で。I Rについては国際的に見るとそういったものを取り組んでるという先進事例もありますんでね。臭いものに蓋をするというんじゃなくて、オープンにして、そして依存症対策については正面から取り組むというのをぜひやっていきたいと思ってます。ちなみに今回のこの制度の分とは関係ありません。

(司会)

それでは引き続きご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。真ん中のブロッ

クの最前列の方、はい。

(市民)

特別区になった場合大阪府というのはなくさんといかんわけですか。大阪府のままで大阪府北区とか南区とかいうふうにはなりませんのですか。それと大阪がね、何かこれからますますじり貧になっていくというような話ばかりやけど、もっと活気が出るような政策をやってもらうためにはどれがいいかという説明をもうちょっと聞きたいと思います。

(吉村大阪市長)

まず、さっき大阪府はなくならなきゃいけないんですかということですけど、大阪市の間違いですよ。大阪府。

(市民)

大阪都、大阪府のままで……

(吉村大阪市長)

そこはわかりました。大阪府についてはですね、これはもう都構想の住民投票というのは大都市法という法律があります。それに基づいてやってですね、ルールがあります。その中で大阪府というのは都とみなすと。日本の中で今都政をしいてるのは東京都だけなんですけど、大都市法ではですね、特別区に移行すれば大阪府は都とみなすという規定がありますので、それは法律に基づいて新しく都とみなされるという形になると思います。

大阪をもっとにぎやかにする政策をとということなんですけど、これはそこが一番大事でね。今知事とも一緒にやってますけど、2025年の万博に向けていろんなことをやったりとかですね、先ほどあった統合型リゾートというのをやっぱり誘致したいというのもやってますし、うめきたなんかにについても2023年からまち開きするというので緑をどかんと持つてくることをやったりとか、あるいは再生医療が非常に発達してますから、中之島の大きな空き地に国際的な再生医療のセンターをつくろうとか、あるいは大阪城なんかは非常に歴史文化ありますんでね、あそこをもっと活性化していこうとか、そういう政策というのはもう今やってるんです。非常に大事なことです。それをやってやっぱり大阪を成長させないといけませんけど、そういったことは今府市共通で人的関係に基づいて大阪の全体の成長というのはやってますし、これは僕も市長として、知事として当然やるべきことだから、これはやっています。きょうの説明はですね、それを言い出したら1時間でも2時間でもしゃべれるんですけど、きょうの説明はそれを支える制度の仕組みとしてどういったものがふさわしいでしょうかということだから、ちょっとジャンルが違うことかと思うんですが、ただそれはやっていますし、大事なことだと思っています。

(司会)

意見用紙にも記載しておりますが、例えば身近な区役所で行ってほしい業務や区の数、区割りについての、重視される点などのご意見も頂戴できましたら幸いです。

それでは引き続きご意見、ご質問のある方、挙手を。真ん中のブロックの階段席の最前

列の方。

(市民)

きょうの話でね、市長さんが二重行政をなくさないかん、改革せないかん、すごくよくわかるんですね。総合区と特別区ですか、この大きな違いというのは大阪市をなくすか残すかというふうに分かるんですね。僕個人的にはずっと大阪の人間なんで大阪市をなくしてもらいたくないというのが個人の感情なんですけれども、言ってみれば大阪市を最終的になくさなければどうしてもならないんやという結論に至るまでに、例えば総合区の大阪市を残したままで一度改革をして、その後で最終的にどうしても特別区ですか、これをせないかんということであれば仕方がないかなと思うんですけれども、そういうふうな選択肢の案というのはできないんでしょうか。

(吉村大阪市長)

おっしゃるとおり総合区と特別区が一番大きな違いは何ですかといえば、大阪市という行政体が特別区の場合はこれ再編されてなくなりますんで。特別区に再編される。なくなるといっても行政活動がなくなるわけじゃないんですけど、特別区と大阪府に役割分担されていくという形になります。総合区の場合はそうじゃないということは非常に大きな違いかなというふうには思ってます。そんな中で、総合区についてもやっぱりやるべきだというご意見もありますんでね。総合区についてベストのやっぱり案をやっぱりつくっていきたくとも私も思ってますし、一方で私自身は、あなた総合区特別区言ってるけどどっち論者なのと言われれば、僕は特別区論者ですから。これはもう選挙でも言ってますんでね。それで票も投じてくれた人もいますし、否決になりましたけども、5月の17日の住民投票で特別区でやろうという人もあれだけたくさんいたということもありますんで、そういった意味で特別区についても修正した新しいもののいいものをつくっていきたくともいうふうに思ってます。ですんで、それをつくった上でですね、どちらがいいのかというのは、最後市民の皆さんに判断いただきたいなというふうに思ってます。ですので、ご意見としてそういうご意見があるというのは賜りましたけれども、一方で特別区を早くしてよとおっしゃる方もやっぱりいらっしゃるわけですから、そんな中で今僕が思うのは、それぞれベストの案をつくって、そして住民の皆さんに問うというのが僕はあるべき姿なんじゃないのかな。これは選挙でも訴えたことですし、そういうふうに考えてます。

(司会)

引き続きご意見、ご質問のある方、挙手のほうをお願いいたします。それではこちら左のブロックの階段席の最前列の方。

(市民)

すみません、私、東成区で区政会議の委員してるんですけども、ちょっと説明聞いてたらね、これ意見ですけども、知事と市長が仲良しやったらいけるんやと。今まで仲悪かったと。府市合わせ（不幸せ）やったと。そんなんではないと思うんですけどね。はっきり言って。そんな個人的に市長と知事が仲良しやから今うまいことってますというね、

そういうのが自治体の長としてね。ほな、これから特別区なり総合区なって区長と大阪府知事なりが仲悪かったらだめなんですか。進まないんですか。それと、成長戦略というのは広域部分ばかり考えてるんですけども、私、区政会議でまちづくりということにぎわいをどうしたらいいかいうこと、それで市民なりが一番景気ようになったなというのは、実際そこに住んでいる商店とかいろんなところが活気あることなんですよ。一々難波とかキタとか、緑できたからといって私らそんなに行きません。そらあの辺はすごいですわ。人も多いし。活気あるんかな。だけど一方この地元へ帰ってきたら商店街がね、シャッター通りになってると。そういうところで。そこを忘れてるのではないかなと思うんですね。特に大きな広域になればなるほどそういうところだけに目を向けて、本当の地元である商店なりその辺を考えていない。それにみんなね、区政会議でいろんな商店会の人とか振興町会の人とか、やっぱりすごい考えてるんですよ。それでアイデアも出してるんですよ。そこが全く、今の方向でいえば万博して景況はって、そんなんね。ほんまにね。一時的にはなるかわかれへん。話題づくりには。だけど私たちが潤うか。住んでよかったな、活気があるなということになるんか。これ意見ですから別にお答えしていただかなくて結構です。

(司会)

はい、ご意見ありがとうございました。

(吉村大阪市長)

ちょっと言わせてもらっていいですか。仲良しクラブでやってるわけじゃないですから。

(司会)

はい、じゃすみません。引き続きご意見、ご質問のある方、挙手のほうをお願いいたします。真ん中のブロックの前から1、2、3列目の方。

(市民)

私は特別区のあれにはね、白紙を出させていただきました。なぜかという、まだわからないし。まだ、本当にまだわからない状態です。今ことし36なんですけども、もし来年、もしくは特別区もしくは住民投票するという何か提案なんかしているおつもりなんですけども、そこでしてまた僕は賛成か反対かちょっと僕はわかりませんが、しっかりとまた判断をさせていただきたいと思います。そして僕は知的障がい者をしてまして、もしか特別区、総合区になったら知的障がい者福祉サービスはどうなっていくのか、そこを知りたいと思いますので、意見を出させていただきます。

以上です。

(司会)

ご意見ありがとうございました。

それでは引き続き挙手のほうをお願いいたします。真ん中のブロックの階段席最前列の方。

(市民)

住民投票をした当時のことを思い出してみますと、橋下さんが中心になって都構想ということをお阪だけでは全国的にもにぎやかにやってきましたんですけども、そのときに我々住民は、都構想というのが本当にどうなるのかということをおわからないままにそういう住民投票に半強制的じゃないですけども、それをやってきましたという状況があります。それに追い打ちをかけるように大阪維新の会が全国から運動員を結集して……

(司会)

すみません、政治的な話はちょっとお控えいただけますでしょうか。申しわけございません。

(市民)

ですからなぜかといいますと、今市長が言ってます69万票は賛成があったということをお強く言われてますけども、じゃ、69万票というのは本当にどうなるかというのはわからないままに選挙したというのがあるので、0.何%からの違いやからそういう賛成した人の意思も踏まえてもう一度考え直していいんじゃないかということの話だったんですけども、いけばそういうものを、先ほど負けたものは負けたもあれですけども、もう一度それをぶり返すようなそういうものをですね、持ち上げ、また説明会をするということ自身がお非常に私としても不信というんですか、納得がいかないなど、このように思います。

(司会)

ご意見ありがとうございます。

それでは引き続き挙手のほうをお願いいたします。真ん中のブロックの階段席の4列目の方。

(市民)

失礼します。きょうの説明会、丁寧にしていただいてある程度わかりましたけど、わからん部分が大部分です。

もう一つね、ちょっと僕の意見なんですけれども、去年の都構想のことが今話し合われてますけれども、実は去年の都構想のときに地域がやっぱり分断された。仲のよい地域が、やれ、丸やバツや、どっちにしようか。中には家族の中でも意見が分かかれ、お父ちゃんとお母ちゃんがけんかする、こんなことが起こる。だから私の結論からいいますと、今前の方がこんな言うてたら何もできへんとおっしゃいましたけれど、24区のおこのままで、大阪市のままでいてほしいということです。

(司会)

ご意見ありがとうございます。

それでは引き続きご意見、ご質問のある方、挙手のほうをお願いいたします。右のブロックの階段席の2列目の方。

(市民)

私はきょうの説明会で余り具体的によくわからなかったんで、いろんな改革をするのは将来的にいいと思うので、A案とかB案とかC案とか言われてもちょっとわかりにくいので、実際A案として同じことを比べてもっと私たちにもわかりやすい説明を、都構想のほうにしてももう一つの総合区のほうにしても、実際これをこういうふうにやっていったらこうなりますよというのは、もうちょっと私たちにわかりやすい例題をつけての説明会をまた開いてくれたら聞きに行つて、また考えてみたいと思いますので、よろしく願います。

(司会)

ご提案ありがとうございます。

それでは引き続きご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。では今の発言の前の方。

(市民)

私も今会場の皆さんの意見を聞いておまして、なぜこういうふうに24区をばらばらにしなあかんのかなというふうに思うんですけども、吉村市長のちょっと強引さを今感じてるんですけどね。とりわけ今後ろの方が発言をされましたけど、私も総合区というのが一体、特別区に対して総合区という形で議会で出されて議論をされておりますので、それが知りたくてきょう参りました。この中でね、いろいろ説明されましても難しくてね、わからなかったんですが、前のスライドの中ではね、総合区の案の具体的な図にしたものが出てましたね。文字じゃなしに。総合区と特別区の違いがしっかりとした文字になったわかりやすいものが出ておりました。それをやっぱりきちっとつけていただくことと、それと吉村市長が説明された中で、大阪市の景気が非常にがた落ちになってるという表があって私びっくりした——この表ですね。これはまたつけていただいたらいいと思うんですが、初めの経済の落ち込みのところでお阪府の。吉村市長の説明の分はここの中には載っておりませんので、できれば市長が説明された図表などを追加していただけたらいいと思うんです。大阪市の他の都市と比べてすごく落ち込んでる——今の表ですわ。これですね。それはこの中にありますか。

(司会)

資料についてなんですけれども、実は大阪市のホームページに今資料のほう……

(市民)

ホームページ私見ておりませんのでわかりません。

(司会)

受付のほうに若干置いておりますので、もしよろしければ帰りに。

(市民)

そうですか。ああいうものを見ておりますと、なぜ大阪市がこれだけね、本当に落ち込んでいるのかというところをもっと分析しないと、ただ市長がおっしゃる2つの問題ね、二重行政ともう一つ住民のためですか、そういうことで落ち込んでいるわけではないと思うんですね。ですからそういうところ辺の分析もしていただかないとなかなか納得できないと。都構想に対しての総合区案が出てきてるといことでの説明ということでお伺いをしていますけれども、ぜひこういう出された資料もきちっと私たちに示していただければ、これを見ているとなかなかわからないんですけれども、あわせて読みますとわかると思いますので、そういう資料の添付をよろしくお願いいたします。

(司会)

ご指摘ありがとうございます。

それでは引き続きご意見、ご質問のある方、挙手のほうをお願いいたします。ご意見、ご質問のある方おられますでしょうか。真ん中のブロックの最前列の手を挙げられた方。

(市民)

私は都構想のときはまずどちらがいいのかどうかわからなくて、私障がい者団体に所属してはるんですけども、障がい者団体はこれは反対だということをつらな顔で言っていました。その理由を聞くと、今までの橋下さんの様子を見て、障がい者は絶対に切り捨てられるという、そういう不安があるという理由で反対の団結だったんです。不安という理由だけで反対というのはちょっと私は同じ障がい者でありながら納得できなかったんですけども、だからそれで反対意見、賛成意見両方を見て自分で判断しようと思ってインターネットで調べたりいろんなタウンミーティングにも出させてもらいましたし、そういうことをいろいろ見ながら考えて判断したんです。いまだに障がい者団体のほうでは今言われてる総合区、特別区とかになると、絶対にこれは切り捨てられると、障がい者のサービスは切り捨てられるということを決めつけているところがあるんです。それはちゃんと、前のときもそうだったんですけど、今後、今のサービスが、例えていうと、大阪市の場合、障がい者の上の級になると交通局の地下鉄とかバスが無料のパスがあります。でもそれがなくなるのではないかと、そういう不安を皆抱いているんです。そのことはもうちょっとはっきりとどうなるかということがわかればまた違ってくるんじゃないかなと思います。かといって私が思ったのは、今の状態のままで何も変わらなかったらこのまま今の無料バスは切り捨てられるかといえば、表向きはサービスとしては障がい者にはいい顔してても、今後知らないところで大阪市の財政が悪くなると、そういうこともあるんじゃないかなと思って私は都構想に賛成したんですけども、だからそういう障がい者に対するそういうことはどうなるのかと。それがはっきりわかりやすく説明してもらえればいかと思います。

(司会)

そろそろ締めただけましたら。すみません。

(市民)

そういうことです。だから今さっきも言われてましたように、これからもこういう話と
いうか、こういう地域で説明は、こういうふうにしてますということはしていただきたい
と思います。

(司会)

ありがとうございました。

それでは、申しわけございませんがもう既に予定時間を過ぎておりますので、あとお一
人で最後にさせていただきたいと思いますので、挙手を。それでは真ん中のブロックの階
段席の2列目の方。

(市民)

特に意見とかじゃないんですけど、ちょっときょうはお礼を申し上げたいと思います。
今回は総合区と特別区の説明ということで、まだ全然具体策が出てないので不安な意見が
たくさん出てきたかと思うんですけど、こうやって我々市民の意見を聞く場を設けていた
だいて本当にありがとうございました。前回の都構想のときにはやっぱり大阪維新の会の
内部だけで意見をつくって、それがいきなり法定協議会とかで出てきて唐突な印象がや
っぱり市民の間にはあったのか。私は賛成票を投じたんですけど、ちょっとやっぱり周り
の意見を聞いて、きょうもたくさん否定的な意見出ていましたけど、やっぱりちょっと
市民の意見を全く聞かずに維新の会内部だけで決めてた印象があったんですけど、今回は
24区全部でこうやって説明会を開いていただいて、市民の意見を取り入れてると。人間っ
てやっぱりどうしても、いい案だと思ってても自分の意見が全く反映されてないとやっぱ
りどうしても反発してしまうものだと思うので、こうして意見を聞く場を設けていただい
てるのはとても素晴らしいことだと思います。総合区も本来だったら大阪市議会の中だけ
で過半数の議席をとれば可決できるわけなんですけど、それにもかかわらずこうやって説
明していただけるのは、我々市民にとっては非常にありがたいことだと思ってます。なの
でちょっと意見とか質問じゃないんですけど、どうしてもきょう言いたかったのが、こう
やって発言させていただきました。きょうは本当にありがとうございました。

(司会)

ありがとうございました。

時間に限りがございますので申しわけございません。ご意見、ご質問は以上とさせていた
だきます。

それでは、意見募集・説明会終了に当たりましてお願いとお知らせを申し上げます。本
意見募集・説明会は、他の会場の説明会もインターネット録画配信を行っております。も
う一度説明を聞きたい、他の会場のご意見を聞きたいという方はご利用ください。

なお、お配りした意見用紙は会場出口付近で回収いたしますが、1月31日火曜日までは
区役所窓口等でもお預かりいたしますので、ぜひご意見や感想を記入していただけたらと
思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日はこれもちまして意見募集・説明会を終了いたします。どうもありが
とうございました。